

(一社) 山口県建築士事務所協会  
会長 小倉 凡 様

防府市長 池 田 豊



防府都市計画居住調整地域の決定について (お知らせ)

平素から市政各般につきまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、令和6年11月29日付けで防府都市計画居住調整地域を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。  
本決定に伴い、告示日以降は、対象地域における一定規模以上の開発行為や建築行為等が制限されることとなります。  
つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員の皆様に御周知くださいますようお願い申し上げます。

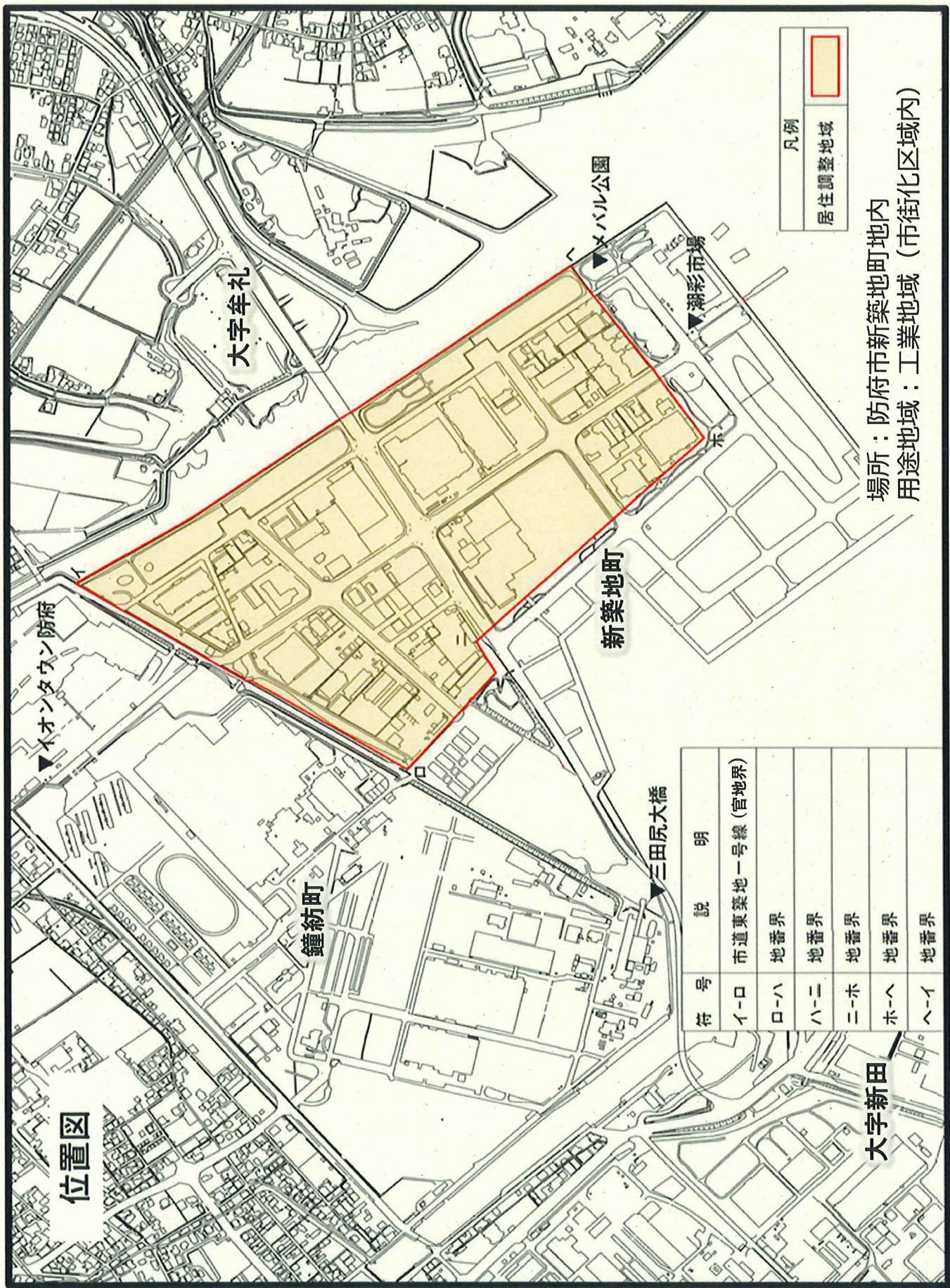
記

1 居住調整地域の主な内容

居住調整地域は住宅地化を抑制するために定める地域地区であり、別紙位置図の区域内において、以下の行為を行おうとする場合は、**居住調整地域を市街化調整区域とみなして開発許可制度（立地基準の適合性も審査される）が適用され**ます。

特定開発行為	特定建築等行為
① <u>3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</u>	① <u>3戸以上の住宅を新築しようとする場合</u>
② <u>1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの</u>	② <u>人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合</u>
③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為 (例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等)	③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合





位置図

凡例

居住調整地域
--------

場所：防府市新築地町地内  
用途地域：工業地域（市街化区域内）

符号	説明
イ-ロ	市道東築地一号线 (官地界)
ロ-ハ	地番界
ハ-ニ	地番界
ニ-ホ	地番界
ホ-ヘ	地番界
ヘ-イ	地番界